

 JWRC 水道ホットニュース	(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

英国の新たな私設水道規則（その1）

—2009年私設水道規則—

（はじめに）

2009年12月23日付けで「英国環境・食糧・農村地域省（Defra : Department for Environment, Food and Rural Affairs）」から出された公報「私設水道にとってのより清浄な水道水（Cleaner drinking water for private water supplies）」によれば、「イングランドにおける全ての私設水道（all private water supplies）」が公共水道（public water supplies）と同等の水道水質基準に適合することを保証するための新たな規則が2010年1月1日に施行」とのことです。なお、この新たな規則は「2009年私設水道規則（The Private Water Supply Regulations 2009）」と呼ばれるものです。

この新たな規則は「1991年私設水道規則」に替わるもので、新たな水道水質基準が導入され、また、新たなモニタリング及びリスクアセスメントが示されています。

さらに、英国水道水検査官事務所（DWI : Drinking Water Inspectorate）によれば、「私設水道（a private water supply）」は、水道会社（a water company）から給水されない水道であり、イングランド・ウェールズの人口の約1%は私設水道から給水されています。

DWIは、公共水道に対する独立した規制機関であるとともに、私設水道に関して助言を行う役割を有しています。そして、DWIの検査官は技術アドバイザーとして任命されており、私設水道に関する技術アドバイスとともに、活動の一環として、地方自治体に対する支援・アドバイスも行います。

なお、スコットランドの水道水規制機関、DWI及び北アイルランドの水道水規制機関の3機関は、合同で、膨大なボリューム（618ページ）の「私設水道の技術マニュアル（Private Water Supplies : Technical Manual）」を2006年6月に発行しています。そして、「2009年私設水道規則」が制定・施行されたことから、当該マニュアルの一部について加筆した「Guidance on Section 9 of the PWS : technical manual（116ページ）」を2010年4月に発行しています。

以下に、「2009年私設水道規則」について、その概要を紹介することとしますが、翻訳に間違い等がありましたらご容赦いただくとともに、ご指摘いただければ幸いです。

（出典）<http://www.dwi.gov.uk/stakeholders/private-water-supplies/index.htm>

「2009年私設水道規則―目次構成―」

(訳注) 2009年私設水道規則 (The Private Water Supplies Regulations 2009) の目次構成は、以下のとおりである。

第1部 水に関する基準 (Water Standards)

1. 引用、適用及び開始
2. 範囲
3. 適用除外
4. 健全性
5. 私設水道で用いられる製品又は物質
6. リスクアセスメント実施に対する要求事項

第2部 モニタリング (Monitoring)

7. モニタリング
8. 水道会社又は水道水供給事業者からの受水の更なる配水
9. 規模の大きな給水及び商業又は公共施設への給水
10. 他の私設給水
11. 採水及び分析
12. 記録の保持
13. 情報の通知

第3部 事故時の措置 (Action in the event of failure)

14. 情報提供
15. 調査
16. 調査に続く措置
17. 異なる基準の許可

第4部 告知手続き (Notice procedure)

18. 告知
19. 提訴
20. 罰則

第5部 雑則 (Miscellaneous)

21. 手数料
22. 廃止

スケジュール1 濃度又は値
第1部 健全性
第2部 指標パラメーター

スケジュール2 モニタリング
第1部 チェックモニタリング
第2部 審査モニタリング
第3部 ビン又は容器に注入される水のチェックモニタリング及び審査モニタリングのための最低頻度

スケジュール3 サンプルング及び分析

第1部 全般

第2部 分析手法

スケジュール4 記録

スケジュール5 手数料

「第1部 水に関する基準」

1. 引用、適用及び開始

当該規則は「2009年私設水道規則」とし、イングランドにおいて適用され、2010年1月1日から施行する。

2. 範囲

当該規則は、人の消費に向けた私設水道に関して適用する。(以下、省略)

3. 適用除外

当該規則は、以下に関しては適用しない。

- (a) 「2007年ナチュラルミネラルウォーター、スプリングウォーター及びボトルドウォーター（イングランド）規則」によって規制される水
- (b) 許可された医薬品である水
- (c) 専ら収穫後の穀物の洗浄に用いられる水であって、穀物若しくは穀物に由来する食品又は飲料を消費するに当たって人の健康に影響しない水

4. 健全性

以下の全ての条件に適合する場合、水は健全である。

- (a) 水が、微生物、寄生虫又は物質を、人の健康に潜在的な危険性を持つ濃度又は値において、単独で又は他の物質と結合して含まないこと。
- (b) 水が、スケジュール1の第1部に示す濃度又は値を満たすこと。
- (c) 水が、「(硝酸塩 (mg/l) /50) + (亜硝酸塩 (mg/l) /3) ≤ 1」であること。

5. 私設水道で用いられる製品又は物質

(省略)

6. リスクアセスメント実施に対する要求事項

- (1) 地方自治体は、当該規則の施行後5年以内に、そして、その後、(商業活動に使われていない戸建住宅以外は) 建物に給水する各私設水道を5年ごとに(又は、既存のリスクアセスメントが不十分であると考えられる場合は、より早期に) リスクアセスメントを実施しなければならない。
- (2) リスクアセスメントは、人の健康に潜在的な危険性を持つ水の供給が重大なリスクを有するかどうか、を確認するものである。
- (3) もし、商業活動に使われていない戸建住宅の所有者又は借家人によりリスクアセスメントを実施するよう要求があった場合も、私設水道のリスクアセスメントを実施しなければならない。

「第2部 モニタリング」

7. モニタリング

地方自治体は、1991年上下水道事業法（the Water Industry Act 1991）第77条第1項に基づく義務を行う場合にあつては、当該第2部に従って全ての私設水道をモニターしなければならない。

（訳注：参考）1991年上下水道事業法第77条第1項

77 General functions of local authorities in relation to water quality

(1) It shall be the duty of every local authority to take all such steps as they consider appropriate for keeping themselves informed about the wholesomeness and sufficiency of water supplies provided to premises in their area, including every private supply to any such premises.

8. 水道会社又は水道水供給事業者からの受水の更なる配水

水道会社（water undertaker）又は許可水道水供給事業者（licensed water supplier）により水が供給され、さらに水道会社又は許可水道水供給事業者以外の者により配水されるところにおいては、モニタリングはリスクアセスメントを基礎として実施されなければならない。

（訳注：参考）「許可水道水供給事業者(licensed water suppliers)」について

2005年12月1日から、水道水を1年間に5万m³以上使用する業務用の顧客は、水道水の供給について、「現在の水道会社」又は「水道水供給事業者」のどちらかを選択できるようになった。

なお、この新たな競争原理は、水道には適用されるが、下水道サービスには適用されない。また、顧客は一定の条件に適合していなければ、購入先を選択することはできない。

一方、「水道水供給事業者」には、二つのタイプがある。

一つ目は「小売りライセンス(retail license)」である。この形態は、現行の水道会社から水道水を購入し、その水道水を顧客に売るものである。サービスを外部委託する場合を除き、水道水供給事業者は請求書を送付し、水道メーターを検針し、水道料金に関する問い合わせに対応する。

二つ目は「兼備ライセンス(combined license)」である。この形態は、水道水を現行の水道会社の供給システムに注水するとともに、その水道水を顧客に売るものである。「小売りライセンス」と同様に、サービスを外部委託する場合を除き、水道水供給事業者は請求書を送付し、水道メーターを検針し、水道料金に関する問い合わせに対応する。

（出典）http://www.ccwater.org.uk/upload/doc/Eligibility_Infoleaflet_July07.doc

9. 規模の大きな給水及び商業又は公共施設への給水

（規則第8条に規定する以外の）私設水道であつて、

(a) 1日平均10m³以上を給水する、又は、

(b) 水が商業活動のために使われる建物又は公共の建物に給水する

場合にあつては、地方自治体はスケジュール2に従ってモニターするとともに、リスクアセスメントにより必要とされる追加のモニタリングを実施しなければならない。

10. 他の私設給水

(1) 商業活動に使われていない戸建住宅への私設水道による給水以外の場合にあつては、地方自治体は以下の項目をモニターしなければならない。

(a) 電気伝導度

(b) 腸球菌

(c) 大腸菌

(d) 水素イオン濃度

(e) 濁度

(f) スケジュール1の濃度又は値に適合しないというリスクがあるとして、リスクアセスメントで確認されたスケジュール1のパラメーター

- (g) 人の健康に潜在的な危険があるとしてリスクアセスメントで確認されたその他の項目
- (2) 地方自治体は、少なくとも 5 年ごとに、そして、リスクアセスメントにより必要性が示された場合はより多く、モニターしなければならない。
- (3) 商業活動に使われていない戸建住宅への私設水道による給水の場合にあっては、地方自治体は当該規則に従って給水をモニターすることができ、また、所有者又は借家人から要請があればモニターしなければならない。

11. 採水及び分析

- (1) 地方自治体が私設水道をモニターする時は、以下によりサンプルを採取しなければならない。
- (a) 水が家庭用向けに給水される場合にあっては、人の消費のために通常使用される蛇口から、そして、複数の蛇口がある場合は建物に給水される水の代表的である蛇口
- (b) 水が食品製造業において使用される場合にあっては、当該事業で使用される箇所
- (c) 水がタンク車から給水される場合にあっては、タンク車から水が出る箇所
- (d) その他の場合にあっては、適切な箇所
- (2) 地方自治体は、サンプルが分析されることを保証しなければならない。
- (3) スケジュール 3 は、サンプリング及び分析のために更なる規定を行っている。

12. 記録の保持

地方自治体は、スケジュール 4 に従い、その地域における全ての私設水道について記録を作成し保持しなければならない。

13. 情報の通知

2010 年 6 月 30 日までに、そして、その後の各年の 1 月 31 日までに、全ての地方自治体はスケジュール 4 の記録のコピーを国務大臣に送付しなければならない。

(文責) センター常務理事兼技監

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC 水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記まで E-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー (第58号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>